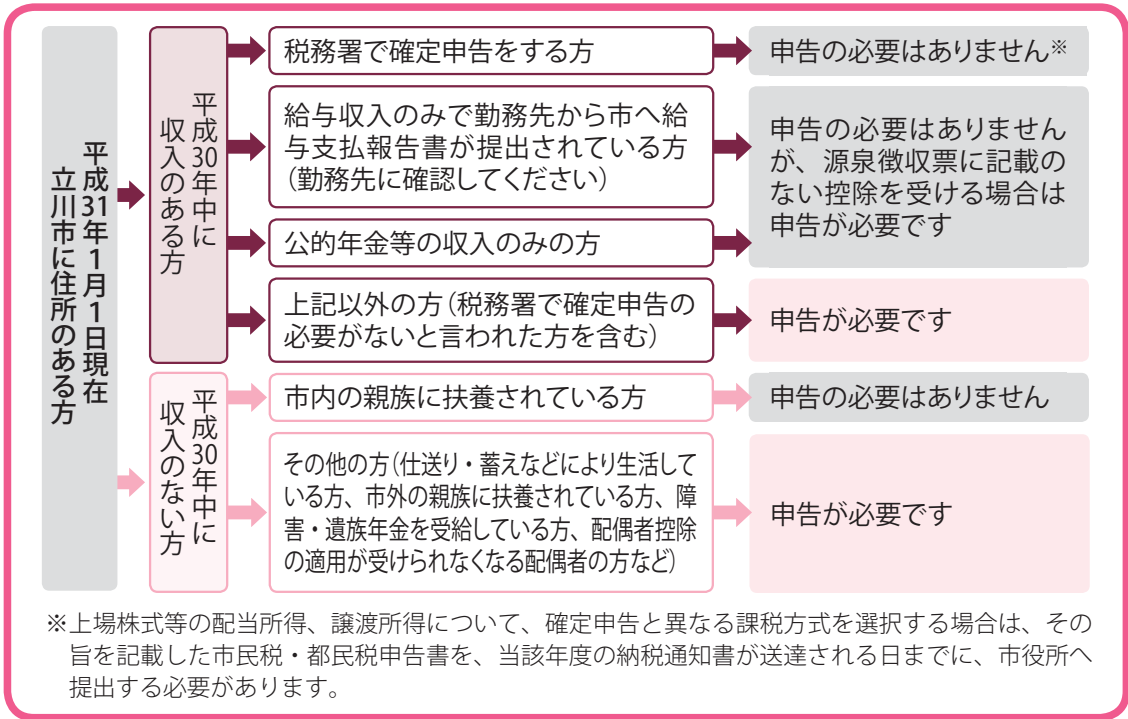


市民税・都民税 所得税 問課税課市民税係・内線1206

申告準備はお早めに

受付期間は 2月18日(月)～3月15日(金)

市民税・都民税 申告が必要な方の目安(申告は市役所へ)



市民税・都民税の申告や相談はこちらへ

下表の窓口のほか、郵送による提出(市役所課税課市民税係宛)もできます。

受付場所	受付日	受付時間
市役所 1 階101会議室	2月18日(月)～3月15日(金) 〔土曜・日曜日を除く〕	午前9時～11時30分 午後1時～4時
滝ノ上会館	2月22日(金)	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時
子ども未来センター	2月24日(日)	
こぶし会館	2月26日(火)	
若葉会館	2月27日(水)	
西砂学習館	3月3日(日)	

市民税・都民税の申告時の持ち物

- ①申告書と印鑑
- ②平成30年中の所得と控除に関する書類
 - ▶給与所得・公的年金収入のある方は源泉徴収票、それ以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿など
 - ▶国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書、社会保険料・寄附金等の領収書、医療費の明細書、健康診断書など
 - ▶障害者控除の適用を受ける方は障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など
- ③本人確認書類
 - ▶マイナンバーカード▶マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード等)＋身元確認書類(運転免許証等)

市民税・都民税申告書の配布

昨年、市民税・都民税の申告をした方などに「市民税・都民税申告書」を2月上旬に郵送します。また、同時期に課税課(市役所1階36番窓口)、窓口サービスセンター(立川タクロス1階)、各連絡所で配布します。

市民税・都民税申告書の提出先

窓口は混み合いますので、郵送での提出が便利です。下記宛先までご送付ください。

〒190-8666〔住所記入不要〕
立川市役所 課税課市民税係 宛

医療費控除等の申告には明細書の添付が必要です

平成30年度の市民税・都民税の申告、平成29年分の所得税確定申告から、医療費控除、またはセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける際は、領収書の添付・提示に代わり、医療費等の明細書の添付が必要となりました※。明細書には、医療を受けた人ごと、医療機関ごとに累計し、支払った医療費と保険金などで補填される金額が分かるように記入してください。また、医療保険者等が発行する医療費通知で、被保険者の氏名、療養を受けた人・年月・病院等の名称、支払った医療費の額等の所定の事項が記載されたものを添付すると、明細書の記入を省略できます。医療費の領収書はご自身で5年間保管してください。

明細書は、課税課窓口や税務署で配布しているほか、「立川市」「国税庁」それぞれのホームページから印刷し記入することもできます。

※経過措置として、平成32年度(2020年度)・平成31年分までは領収書の添付または提示によることもできます。



Q 年金をもらっています。市民税・都民税の申告は必要ですか？

A 所得税の確定申告が不要になった方※でも、次の方は市民税・都民税の申告が必要です。

- 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない次の控除の適用を受ける方

医療費控除、生命保険料控除、寡婦(寡夫)控除、障害者控除、年金天引き以外の社会保険料控除等(納付書や口座引き落としで支払いをした国民健康保険料、介護保険料等)。なお、医療費控除や生命保険料控除等を申告すると所得税が還付になる場合は確定申告書の提出ができます。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方。ただし、外国からの公的年金等を受給している方は、確定申告が必要です。

社会保険料は所得控除の対象です

- 国民年金保険料 納付した金額を証明する書類の添付が必要です。平成30年10月1日までに納付した保険料の控除証明書を昨年11月に被保険者宛てに郵送しました。確定申告書を提出するときは、この証明書と平成30年10月2日以降に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、平成30年10月2日～12月31日に初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書を郵送します問日本年金機構・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004〔050から始まる電話等の方は ☎03(6630)2525〕
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料 証明書の添付は必要ありません。領収書、振替口座の通帳(口座振替の方)、公的年金等の源泉徴収票(年金天引きの方)等で平成30年1月～12月に実際に納付した金額を確認して申告してください問保険年金課賦課係・内線1416、介護保険課介護保険料係・内線1446

所得税

確定申告は立川税務署へ

2月18日(月)～3月15日(金)、所得税の申告書作成・提出会場を立川税務署(緑町4-2、立川地方合同庁舎内)に開設します〔土曜・日曜日を除く。ただし、2月24日・3月3日の日曜日は開設〕。2月18日(月)～3月15日(金)〔土曜・日曜日を除く〕は、記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付けします。

確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で

作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、税務署発行のIDとパスワードを利用してスマートフォンでも提出できます。

問立川税務署 ☎(523)1181